

## 我孫子市空き店舗活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗の利用促進及びまちの賑わいづくりのため、空き店舗に出店する者に対し、予算の範囲内において交付する我孫子市空き店舗活用補助金(以下「補助金」という。)に関し、我孫子市補助金等交付規則(平成元年規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「空き店舗」とは、過去に営業していた実績があり、3月以上営業が行われていない店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。)で、1階部分を店舗として使用し、又は1階部分を含めた複数の階を店舗として一体的に使用するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、商店会の集客及びイメージアップに有効な小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業
- (2) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、空き店舗を賃借して出店する個人又は法人であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること。
- (2) 出店しようとする空き店舗において2年以上継続して営業することが見込まれ、かつ、週40時間以上営業を行うこと。
- (3) 我孫子市商工会及び別表第1に掲げる指定商店会に入会すること。
- (4) 出店する区域が我孫子駅周辺の商業地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。)以

外であること。

- (5) 市民税又は法人市民税を滞納していないこと。
- (6) 空き店舗の所有者と申請者との関係が別表第2に掲げる要件を満たしていること。
- (7) 市内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと。
- (8) フランチャイズチェーン方式による出店の場合は、申請者が市内に居住していること。
- (9) 店舗を改装する場合は、店舗改装工事に着手する前で、かつ、当該年度内に改装工事が完了し、補助対象事業を開始する見込みがあること。
- (10) 店舗を改装しない場合は、補助対象事業の開始前で、かつ、当該年度内に補助対象事業を開始する見込みがあること。
- (11) 補助対象事業について、本市で実施する他の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。
- (13) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でないこと。

（補助対象経費、補助金額及び補助期間）

第5条 補助対象となる経費、補助金額及び補助期間は、別表第3のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する空き店舗の賃貸借契約を締結したときは、速やかに我孫子市空き店舗活用補助金（新規・継続）交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市民税又は法人市民税に係る納税証明書
  - (2) 事業計画書（様式第2号）
  - (3) 店舗を改装する場合は、見積書等経費の内訳が分かる書類の写し並びに改装前の店舗外観及び内観の写真
  - (4) 賃貸借契約書の写し
  - (5) 店舗の位置図及び平面図
  - (6) 申請者が個人の場合は、住民票、運転免許証その他住所を確認できるものの写し
  - (7) 申請者が法人の場合は、定款又はこれに準ずるもの
  - (8) その他市長が必要であると認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市空き店舗活用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（年度をまたがる補助金の交付申請等）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、年度を超えて引き続き補助金を受けようとするときは、交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までに、交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の補助金の交付決定の手続について準用する。

（申請内容の変更等）

第9条 交付決定者は、交付申請書若しくは添付書類の内容に変更（市長が認める軽微なものを除く。）が生じたとき又は第7条の規定により補助金の交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、速やかに我孫子市空き店舗活用補助金に係る事業変更・中止申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、我孫子市空き店舗活用補助金に係る事業変更・中止承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 交付決定者は、店舗の改装等に要する経費の支払が完了したときは、完了した日から 20 日以内に、我孫子市空き店舗活用補助金実績報告書（改装等）（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （１） 改装等に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- （２） 改装等後の現況写真
- （３） その他市長が必要があると認める書類

2 交付決定者は、4 月から 9 月までの店舗の賃借料の支払については 10 月 20 日までに、10 月から 3 月までの店舗の賃借料の支払については 4 月 20 日までに、市長に実績を報告しなければならない。

3 交付決定者は、前項の報告のほか、補助期間が終了したときは、未報告の店舗の賃借料の支払について、補助期間が終了した日から 20 日以内に、市長に実績を報告しなければならない。

4 前 2 項の報告は、我孫子市空き店舗活用補助金実績報告書（賃借料）（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （１） 賃借料の支払を証明する書類の写し
- （２） その他市長が必要があると認める書類  
（補助金の確定）

第 11 条 市長は、前条第 1 項及び第 4 項の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、我孫子市空き店舗活用補助金確定通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第 12 条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市空き店舗活用補助金交付請求書（様式第 9 号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 13 条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は

一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、我孫子市空き店舗活用補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1（第 4 条関係）

<p>指定商店会</p>	<p>我孫子ビレジショッピングセンター 久寺家中央商店会 久寺家通り商店会 商友会 商栄会 あやめ商店会 上町商店会 寿商店会 本町商店会 泉商店会 天王台北口商店会 天王台商店会 天王台仲町商店会 湖北台中央商店会 湖北台仲通り商店会 湖北台南口商店会 一番街商店会 我孫子市商工会湖北地区会 あらき商店会 布佐商興会</p>
--------------	--

別表第2（第4条関係）

空き店舗の所有者の区分	申請者（借借人）の区分	対象範囲
法人	個人	<p>1 申請者と空き店舗を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族(配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。)でないこと。</p> <p>2 申請者と空き店舗を所有する法人が雇用関係にないこと。</p>
	法人	<p>1 申請者である法人の代表者と空き店舗を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。</p> <p>2 所有法人と申請者の代表取締役が雇用関係にないこと。</p>
個人	個人	<p>1 申請者と空き店舗の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。</p> <p>2 申請者と空き店舗の所有者が雇用関係にないこと。</p>
	法人	<p>1 申請者である法人の代表者と空き店舗の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。</p> <p>2 申請者である法人の代表者と空き店舗の所有者が雇用関係にないこと。</p>

別表第3（第5条関係）

補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費）	店舗の賃借開始日から営業開始日まで	1 / 2	40万円
店舗（来客者用駐車場を含む。）賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。）	営業開始日の属する月の翌月から1年間	1 / 2	5万円

備考

- 算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 補助対象経費のうち、空き店舗が店舗併用住宅である場合の店舗に係る賃借料は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。



様式第1号（第6条、第8条関係）

我孫子市空き店舗活用補助金（新規・継続）交付申請書

年 月 日

我孫子市長あて

住所（所在地）

申請者

氏名（団体名及び代表者氏名）

印

我孫子市空き店舗活用補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	我孫子市空き店舗活用補助金
補助事業	店舗名		
	業種		
事業開始予定日			
店舗改装工事の経費総額		円	
店舗改装工事の交付申請額		円	
店舗及び駐車場賃借料の総額		円（月額） （駐車場賃借料） 円	
賃借料の交付申請額		円（月額）	
店舗改装工事の着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日	
添付書類		1 市民税又は法人市民税に係る納税証明書 2 事業計画書（様式第2号） 3 見積書等経費の内訳が分かる書類の写し（店舗を改装する場合に限る。） 4 改装前の店舗の外観・内観の写真（店舗を改装する場合に限る。） 5 賃貸借契約書の写し 6 店舗の位置図、平面図 7 住所を確認できるものの写し（申請者が個人の場合に限る。） 8 定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人の場合に限る。） 9 その他（ ）	

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

事業者	氏名	
	電話	
店舗	名称	
	所在地	
	電話	
	定休日	
	営業時間	
所属（予定）商店会名		
事業の内容 （取扱商品・サービス内容等）		
事業の効果		
店舗改装等の内容		
事業開始までの日程		
資本金又は 出資金の額		千円
構成員数		人

様式第3号（第7条、第8条関係）

我孫子市空き店舗活用補助金交付（不交付）決定通知書

我孫子市指令（ ）第 号

年 月 日

様

我孫子市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付する

補助年度	年度	補助金の名称	我孫子市空き店舗活用補助金
補助事業の店舗名称			
店舗改装費	補助対象経費		円
	交付決定額		円
	交付予定時期		
店舗賃借料	補助対象経費		円（月額）
	補助対象期間	年 月から 年 月まで	
	交付決定額		円（月額）
	交付予定時期		
交付条件			
備考			

2 交付しない

理由	
----	--

様式第4号（第9条関係）

我孫子市空き店舗活用補助金に係る事業変更・中止申請書

年 月 日

我孫子市長あて

住所（所在地）

申請者

氏名（団体名及び代表者氏名）

印

我孫子市空き店舗活用補助金に係る事業について、次のとおり（変更・中止）したいので申請します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	我孫子市空き店舗活用補助金
補 助 事 業 の 店 舗 名 称			
変 更 ・ 中 止 の 理 由			
変更事項（変更の場合）		（変更前）	
		（変更後）	
変 更 ・ 中 止 年 月 日		年 月 日	
添 付 書 類 （変更内容が分かる書類）			

様式第5号（第9条関係）

我孫子市空き店舗活用補助金に係る事業変更・中止承認通知書

年 月 日

様

我孫子市長

印

年 月 日付けで申請のあった我孫子市空き店舗活用補助金に係る事業の変更・中止について、次のとおり承認したので通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	我孫子市空き店舗活用補助金
補 助 事 業 の 店 舗 名 称			
変更事項（変更の場合）		（変更前）	
		（変更後）	
変 更 ・ 中 止 年 月 日		年 月 日	

様式第6号（第10条関係）

我孫子市空き店舗活用補助金実績報告書（改装等）

年 月 日

我孫子市長あて

住所（所在地）

報告者

氏名（団体名及び代表者氏名）

⑩

我孫子市空き店舗活用補助金に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	我孫子市空き店舗活用補助金
補 助 事 業	店 舗 名 称		
	施 行 場 所		
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 額	円		
補 助 対 象 経 費 精 算 額	円		
補 助 事 業 の 開 始 （ 予 定 ） 日	年 月 日		
添 付 書 類	1 領収書又は支払を証明する書類の写し 2 改装等後の現況写真 3 その他（ ）		

様式第7号（第10条関係）

我孫子市空き店舗活用補助金実績報告書（賃借料）

年 月 日

我孫子市長あて

住所（所在地）

報告者

氏名（団体名及び代表者氏名）

印

我孫子市空き店舗活用補助金に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	我孫子市指令（ ）第 号
補助年度	年度	補助金の名称	我孫子市空き店舗活用補助金
補助事業	店舗名称		
	店舗所在地		
報告対象期間	年 月から 年 月まで		
交付決定額	円（月額）		
補助対象経費精算額	円（総額）		
添付書類	1 賃借料の支払を証明する書類の写し （領収書、預金通帳、振込通知等） 2 その他（ ）		

様式第8号（第11条関係）

我孫子市空き店舗活用補助金確定通知書

年 月 日

様

我孫子市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を  
確定したので通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	我孫子市空き店舗活用補助金
補 助 事 業 の 店 舗 名 称			
補 助 対 象 経 費 精 算 額	円		
補 助 率			
交 付 確 定 額	円		



様式第9号（第12条関係）

我孫子市空き店舗活用補助金交付請求書

年 月 日

我孫子市長あて

住所（所在地）

請求者

氏名（団体名及び代表者氏名）

印

次のとおり補助金の交付を請求します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号	
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	我孫子市空き店舗活用補助金	
補 助 事 業 の 店 舗 名 称				
交 付 決 定 額		円（月額）		
交 付 確 定 額		円		
既 交 付 額		年 月 日交付	円	
今 回 交 付 請 求 額		円		
未 交 付 額		円		
添 付 書 類		1 我孫子市空き店舗活用補助金確定通知書の写し 2 その他（ ）		
振 込 先	金 融 機 関 名		支店名	
	口 座 番 号		区分	1 普通 2 当座
	ふ り が な			
	口 座 名 義 人			

様式第10号（第13条関係）

我孫子市空き店舗活用補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

我孫子市長

印

既に交付決定した我孫子市空き店舗活用補助金について、交付決定を取り消したので次のとおり通知します。

指今年月日	年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	我孫子市空き店舗活用補助金
補 助 事 業 の 店 舗 名 称			
交 付 決 定 額	円（月額）		
補 助 対 象 期 間	年 月 から 年 月 まで		
交 付 取 消 額	円		
交 付 取 消 対 象 期 間	年 月 から 年 月 まで		
取 消 し の 理 由			

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の我孫子市空き店舗活用補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。